

大牟田市下水処理場等の包括的維持管理業務委託 契約書（案）

大牟田市（以下「委託者」という。）と〇〇〇〔受託者名〕（以下「受託者」という。）とは、大牟田市下水処理場等の包括的維持管理業務（以下「本業務」という。）の委託について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

第1条 委託者及び受託者は、本契約に基づき、プロポーザル実施要領、業務要求水準書その他委託者が公表した書類及びこれらの書類に関する質問回答書（以下「プロポーザル実施要領等」という。）並びに受託者が提出した業務提案書（以下「契約図書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

2 契約図書等に矛盾又は齟齬がある場合の解釈は、本契約、プロポーザル実施要領等、業務提案書の順に優先するものとする。ただし、業務提案書がプロポーザル実施要領等の求める水準を上回る事項については、業務提案書を優先する。

3 受託者は、本契約を履行するために必要とされる許認可及び届出について、許認可を申請又は届出を行うものとする。ただし、委託者が取得すべき許認可及び提出すべき届出は除くが、委託者が取得すべき許認可及び提出すべき届出についても、必要な書類及び資料は受託者が作成するものとする。

4 受託者は、本契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は、解除された後においても同様とする。

5 本契約の履行に関して委託者と受託者の間で用いる言語は、日本語とする。

6 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨の単位は、日本円とする。

7 本契約の履行に関して委託者と受託者の間で用いる計量単位は、プロポーザル実施要領等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

8 本契約及びプロポーザル実施要領等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

9 本契約の履行に関して用いる時刻は、日本標準時とする。

10 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 本契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、福岡地方裁判所をもって合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

（指示等及び協議の書面主義）

第2条 委託者及び受託者は、本契約に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、確認、質問、回答、解除、是正勧告及び是正命令（以下「指示等」という。）を行う場合は、書面によりこれを行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急の又はやむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に提出するものとする。

3 前項の規定において、委託者及び受託者が書面によることを不要と認める場合は、この限

りでない。

4 委託者及び受託者は、本契約の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(委託期間等)

第3条 本業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和5年〇月〇日から令和15年3月31日までとする。

2 本業務の履行期間は、令和5年4月1日0時から令和15年3月31日24時までとする。

3 令和5年〇月〇日から令和5年3月31日までを、本業務を適正に実施するための引継期間とする。ただし、引継期間に係る費用は、受託者の負担とする。

(委託料総額等)

第4条 前条第2項に規定する期間における本業務の委託料総額は〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円）とする。

2 各月の委託料は、別紙1のとおりとする。

(契約保証金)

第5条 受託者は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金の納付に代わる担保となる次に掲げる有価証券等の提供

① 国債又は地方債

② 銀行又は委託者が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手

③ ①及び②に掲げるもののほか、委託者が確実と認める担保

(3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、委託者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) 本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証額」という。）は、委託料総額の100分の10以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受託者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 委託料総額の変更があった場合には、保証額が変更後の委託料総額の100分の10に達するまでは、委託者は、保証額の増額を請求することができ、受託者は、保証額の減額を請求することができる。

(業務実施計画書等の提出)

第6条 受託者は、年間業務実施計画書を委託者に提出し、委託者の承諾を得なければならない。年間業務実施計画書の記載事項は、委託者と受託者が協議して定める。

- 2 前項の年間業務実施計画書は、業務履行期間の毎年度の開始の30日前までに委託者に提出するものとする。
- 3 受託者は、本業務履行期間の毎月20日までに、翌月の月間業務実施計画書を委託者に提出し、委託者の承諾を得なければならない。
- 4 受託者は、年間業務実施計画書及び月間業務実施計画書に基づき、本業務を実施するものとする。
- 5 委託者は、受託者から提出された年間業務実施計画書及び月間業務実施計画書において、契約図書等に反する場合又は関係法令等で満たすべき事項を満たさない場合は、受託者に対してその旨を通知する。
- 6 前項の場合において、受託者は、委託者に協議を申し入れることができる。
- 7 受託者は、第5項に規定する通知を受けたときは、自らの責任及び費用負担において年間業務実施計画書又は月間業務実施計画書を変更し、改めて委託者の承諾を受けなければならない。ただし、前項の規定に基づく協議の結果、委託者の承諾が得られたときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第7条 受託者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、事前に委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受託者は、本業務に伴う各種マニュアル、別紙2に定める報告書その他本契約に関して業務要求水準書及び監督員の指示に基づき作成させる一切の書類、データ類等(以下「成果物」という。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、事前に委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第8条 受託者は、成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る一切の著作権(翻訳権、翻案権、当該著作物を原著物とする二次的著作物についての利用権等、著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に、委託者に無償で譲渡するものとする。

- 2 委託者は、成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 受託者は、著作物について、著作者人格権を行使しない。委託者は、著作物に関し、著作者の表示をし、又はしないことができる。ただし、次項により委託者が著作物を著しく変更したものについて著作者を受託者と表示する場合、委託者は受託者と協議しなければならない。
- 4 委託者は、成果物を必要に応じ改変、修正することができるものとし、成果物が著作物に該当する場合においても、受託者は委託者に対して同一性保持権を行使しない。
- 5 委託者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受託者が承諾した場合には、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(一括再委託等の禁止)

第9条 受託者は、本業務の全部を一括若しくは別紙3に定める主たる業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、別紙3に定める主たる業務以外の業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、事前に委託者の承諾を得なければならない。

3 委託者は、受託者に対して、前項の規定により、本業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第10条 受託者は、大牟田市指名停止等措置要綱（平成8年3月1日施行）に基づく指名停止の措置を受けている者及び第41条第1項各号に該当する者に本業務の一部を委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者が第41条第1項各号に該当する者に本業務の一部を委任し、又は請け負わせていた場合は、委託者は受託者に対して、本契約の解除を求めることができる。

3 前項の規定により本契約が解除されたことにより生じる契約当事者の損害その他前項の規定により委託者が受託者に対して解除を求めたことにより生じる損害については、受託者が一切の責任を負うものとする。

(特許権等の使用)

第11条 受託者は、本業務の履行に当たり、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。また、当該第三者の特許権等を侵害しないことを保証し、仮に当該第三者から権利侵害の申立てがなされたときは、受託者の責任と負担により、当該第三者との紛争を解決しなければならない。

(監督員)

第12条 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、本契約に定めるもの及び本契約に基づく委託者の権限とされる事項のうち、プロポーザル実施要領等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 本業務を契約図書等に従い遂行させるための受託者又は受託者の総括現場責任者に対する指示

(2) 契約図書等の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) 本契約の履行に関する受託者又は受託者の総括現場責任者との協議

(4) 本業務の実施状況の確認、契約図書等の記載内容と履行内容との照合その他本契約履行状況の調査

(5) モニタリングの実施及び通知

3 委託者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 本契約に定める書面の提出は、プロポーザル実施要領等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

(総括現場責任者)

第13条 受託者は、下水道法（昭和33年法律第79号）第22条第2項に規定する有資格者を、本業務に関する専任の総括現場責任者として定め、必要な事項を委託者に通知しなければならない。総括現場責任者を変更する必要があるときも同様とするが、総括責任者の変更については、特別の事情がある場合を除きこれを認めない。

2 総括現場責任者は、本契約の履行に関し、本業務の管理及び統轄を行うほか、委託料総額の変更、本業務の履行期間の変更、委託料の請求及び受領を行使することができる。

また、総括現場責任者は、第17条に規定する権限並びに本契約の解除に係る権限を除き、本契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

3 受託者は、前項の規定にかかわらず、総括現場責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

4 総括現場責任者として選任される者は、本業務の管理及び統轄等に関する職務を誠実に行わなければならない。

(水質管理業務責任者)

第14条 受託者は、日本下水道事業団法施行令（昭和47年政令第286号）第4条第1項で定める第三種技術検定の合格者であるとともに、公害防止管理者・環境計量士等の科学技術に関する国家資格のうち水質管理又は水質測定についての資格を有し、又は第三種技術検定合格後、10年間の水質管理業務又は水質測定の実務経験を有し、水質管理業務全般についての的確な判断が可能な技術及び経験を有する者を本業務に関する専任の水質管理業務責任者として定め、必要な事項を委託者に通知しなければならない。水質管理業務責任者を変更する必要があるときも同様とするが、水質管理業務責任者の変更については、特別の事情がある場合を除きこれを認めない。

2 水質管理業務責任者として選任される者は、水質管理業務の実施、維持及び運用に関する職務を誠実に行わなければならない。

(電気主任技術者)

第15条 受託者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するため、従業員の中から電気主任技術者を選任し、必要な事項を委託者に通知しなければならない。電気主任技術者を変更する必要があるときも同様とする。

2 受託者は、当該自家用電気工作物の維持及び運用の主体であり、当該自家用電気工作物について電気事業法（昭和39年法律第170号）第39条第1項の義務を負うものとする。

3 受託者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重しなければならない。

4 当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者として選任される者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

5 電気主任技術者として選任される者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。

(地元関係者との交渉等)

第16条 地元関係者との交渉等は、委託者が行うものとする。この場合において、委託者の

指示があるときは、受託者はこれに協力しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該交渉等に関して生じた費用負担については、委託者と受託者が協議して定める。

(総括現場責任者等に対する措置請求)

第17条 委託者は、総括現場責任者、水質管理業務責任者及び電気主任技術者又は第9条第2項の規定により本業務を行う者が業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を請求することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、必要な措置について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。

- 3 受託者は、監督員の職務執行が著しく不相当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を請求することができる。

- 4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、必要な措置について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

(契約の履行)

第18条 受託者は、委託期間を通じて、委託者の承諾を得た各種マニュアルに定めた本業務の実施方法を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって本契約を履行しなければならない。

- 2 1件当たり130万円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を超える可能性がある修繕の必要が生じたときは、委託者及び受託者は協議の上その原因の究明と責任の分析を行う。

- 3 前項の分析の結果、修繕の原因が受託者の責めに帰すべき事由によるときは、受託者は、速やかに自らの費用負担により必要な修繕を行う。ただし、委託者は、前項の分析により判明した原因に関する責任の割合に応じた費用を負担する。また、修繕の原因が委託者の責めに帰すべき事由又は不可抗力若しくは法令の変更によるときは、委託者は、速やかに自らの費用負担により必要な修繕を行う。

- 4 1件当たり130万円(消費税及び地方消費税の額を含む。)以下の修繕は受託者が行い、その費用は受託者が負担する。また、定期修繕は受託者が年間業務実施計画書に年間修繕計画を提案し、必ず年度単位で履行する。ただし、委託者の同意が得られたときは、年度途中においても計画の変更を認める。

- 5 受託者は、年間修繕計画の進捗状況及び修繕費の執行状況を毎月監督員へ報告すること。

- 6 受託者が行った修繕において瑕疵があった場合、受託者は修補を行い、その費用については、受託者が負担するものとする。

(業務履行報告)

第19条 受託者は、別紙2に規定するところにより、本業務の履行状況について受託者自らが確認するとともに委託者に報告しなければならない。

(使用許可物)

第20条 委託者が受託者に使用を許可する施設及び分析機器等(以下「使用許可物」という。)の名称、数量、面積又は使用場所等は、プロポーザル実施要領等の定めるところによる。

- 2 受託者は、使用許可物を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 3 受託者が使用する使用許可物の日常の維持管理は、受託者の負担により受託者が実施しな

なければならない。

4 受託者が使用許可物を使用する際に必要となる消耗品等は、受託者の負担により受託者が調達しなければならない。

5 受託者が使用許可物をき損したときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、第24条に規定する不可抗力又は経年劣化によるもの若しくは本業務の遂行に支障のない軽微なものはこの限りでない。

6 受託者が使用許可物の使用により受託者に発生したいかなる損害についても、委託者はその責めを負わない。

(本件施設の変更に伴う措置)

第21条 委託者及び受託者は、契約期間中、別紙4に定める本業務の対象施設(以下、「本件施設」という。)の追加又は廃止若しくは更新による仕様変更に伴い、維持管理内容及び委託料総額が変更となる場合は、委託者が別途提示する書式により変更を行う。ただし、第37条に定める場合はこの限りではない。

(契約図書等と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第22条 受託者は、業務内容が契約図書等、委託者の指示若しくは委託者と受託者による協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が委託者の指示又は委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者と受託者が協議し、必要があると認めるときは、委託料総額を変更することができる。

(契約図書等の変更)

第23条 委託者は、必要があると認めるときは、契約図書等又は本業務に関する指示の変更内容を受託者に通知して、契約図書等を変更することができる。この場合において、委託者は必要があると認めるときは委託料総額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(不可抗力)

第24条 暴風、豪雨、落雷、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって、委託者及び受託者の責めに帰すことができない事由(以下「不可抗力」という。)により作業現場の状態が著しく変動したため、受託者が本業務を行うことができないと認められるときは、委託者は、本業務の中止内容を直ちに受託者に通知して、本業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 委託者は、前項の規定により本業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは委託期間若しくは委託料総額を変更することができる。

(委託期間及び委託料総額の変更方法)

第25条 委託期間及び委託料総額の変更については、委託者と受託者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が委託期間及び委託料総額の変更事由が生じた日から7日以内

に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(臨機の措置)

第26条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、あらかじめ委託者の意見を聴いて、臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受託者は、実施した措置の内容を委託者に直ちに通知しなければならない。

3 委託者は、災害防止その他本業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が委託料総額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、委託者がこれを負担する。なお、委託者が負担する費用については、委託者が算出した金額を基準として双方協議の上で決定するものとし、算出に用いる指標は、当該措置を講じた年度の4月時点における福岡県公共工事設計労務単価表の電工労務単価とする。

(一般的損害)

第27条 本業務を実施するに当たり本契約当事者に生じた損害については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害(契約図書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

2 委託者の受託者に対する負担額の上限は、第4条に規定する委託料総額の100分の10とする。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 本業務を実施するに当たり第三者に及ぼした損害(第3項に規定する損害を除く。)について当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(契約図書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、委託者の指示、貸与品等の性状その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不相当であること等委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 本業務を実施するに当たり通常避けることができない騒音、振動、悪臭等の理由により第三者に及ぼした損害(契約図書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、委託者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、本業務を実施するに当たり受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。

4 前3項の場合その他本業務を実施するに当たり第三者との間に紛争を生じた場合において

は、委託者と受託者が協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 不可抗力により、受託者が本業務の履行場所に搬入済みの仮設物、備品、器具類(以下「受託者の備品等」という。)に損害が生じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び契約図書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を受託者に通知しなければならない。

3 受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を委託者に請求することができる。

4 委託者は、前項の規定により受託者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(立会いその他受託者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち、第4条に規定する委託料総額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、損害を受けた受託者の備品等で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」を「損害の額の累計」に、「当該損害の取片付けに要する費用の額」を「損害の取片付けに要する費用の額の累計」に、「第4条に規定する委託料総額の100分の1を超える額」を「第4条に規定する委託料総額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」に読み替える。

(委託者による実施状況のモニタリング)

第30条 委託者は、受託者が実施する業務の質及び内容のモニタリングのため、次条から第36条までに定めるところにより、業務の実施状況を委託者の費用により確認する。

(日常の確認)

第31条 委託者は、第19条に規定する日報に基づき、業務の実施状況を確認する。

(定期的確認)

第32条 委託者は、第19条に規定する業務報告書に基づき、受託者の立会いの上、書類確認及び現地確認その他の方法により、業務の実施状況を確認する。

2 委託者は、報告内容を承諾するときはその旨を、承諾しないときはその旨と理由を記載して、提出を受けた日から10日以内に受託者に通知する。

3 委託者が報告内容を承諾した旨通知した場合、受託者は、月報に報告された月に係る本業務の既済部分検査に合格したものとする。

4 委託者が報告内容を承諾しない旨通知した場合、受託者は、委託者からの指摘事項を踏ま

えて報告内容の補足、修正又は変更を行い、再度委託者に提出して承諾を受けること。

(随時の確認)

第33条 前2条によるほか、委託者が必要と認めるときは、受託者に対して事前に通知することなく、現地調査により、業務の実施状況を確認することができる。

2 前項の確認を実施するとき、受託者は委託者の求めに応じて確認に立会い、業務の実施状況を説明し、書類を提出するなど、委託者に協力しなければならない。

3 委託者は、臨時の確認の結果、必要と認めるときは、第三者機関による調査の実施を受託者に求めることができる。その際の費用は受託者の負担とする。

(委託者による立入り)

第34条 委託者は、受託者による本業務の実施状況等を確認するため、随時、本業務の対象施設に立ち入ることができる。また、委託者は、受託者に対して本業務の実施状況や本業務に係る費用の収支状況等について説明を求めることができる。

(改善通告)

第35条 前3条による確認の結果、契約図書等に定める業務要求水準の未達が判明した場合には、委託者は受託者に対して、業務要求水準の未達部分とその理由を通知するとともに、その是正のための改善措置をとるよう通告する。

2 受託者は、通告を受領した日から10日以内に、改善の方法、期限等を定めた改善計画書を委託者に提出し、委託者の承諾を得た上で速やかに改善措置を講じなければならない。

3 委託者は、改善計画書の内容が不十分であると認めるときは、理由を明らかにした上で、受託者に改善計画書の変更と再提出を求めることとする。

(改善計画書の変更)

第36条 委託者は、受託者からの改善措置の完了の通知又は改善期限の到来を受け、改善計画の実施により業務要求水準の未達の是正が行われたかを直ちに確認する。この確認の結果、是正がなされていないと認められるときは、委託者は受託者に対して再度、当該改善計画書の変更と再提出を求める。

2 前条第2項及び第3項の規定は、改善計画書の変更及び再提出の場合に準用する。

3 前条及び本条において、改善計画書及びその改善に係る費用は受託者が負担する。

(委託料総額の変更に代える契約図書等の変更)

第37条 委託者は、第21条から第24条まで、第26条から第29条の規定により委託料総額を増額する場合又は費用を負担する場合において、特別の理由があるときは、委託料総額を増額又は負担額の全部又は一部に代えて契約図書等を変更することができる。この場合において、契約図書等の変更内容は、委託者と受託者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者がこれを定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が前項の委託料総額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(委託料の請求及び支払)

第38条 受託者は、別紙5、1(3)の規定に基づき、各月の委託料を委託者に請求するため、委託者が指定する請求書を委託者に提出する。

2 委託者は、前項の請求があったときは、委託者が当該請求書を受領した日から30日以内に受託者に各月の委託料を支払うものとする。

(物価変動等に基づく委託料の額の調整)

第39条 委託者又は受託者は、委託期間内において、履行開始の日から12月を経過したごとに、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託料の額が不相当となったと認めるときは、別紙5、2の規定に基づき、相手方に対して委託料の変更を請求することができる。

2 委託者又は受託者は、予期することのできない特別な事情により委託期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託料の額が著しく不相当となったときは、委託料の変更を請求することができる。

3 委託者又は受託者により前2項の請求があったときは、委託者及び受託者が双方協議の上、その額を定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、委託者が定め、受託者に通知する。

(委託者の解除権)

第40条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、当該解除により受託者に損害が生じても、委託者はその賠償の責めを負わない。

(1) 本契約に違反したとき。

(2) 本契約の締結及び履行に際して不正又は不法行為があったとき。

(3) 本契約を正当な理由なく、業務の着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(4) 別紙2に規定する履行状況の報告において、第35条に基づき委託者が受託者に対して年間3回以上の改善通告を行ったにもかかわらず、それでもなお改善の見込みがないと委託者が認めるとき。

2 前項の規定により委託者が本契約を解除した場合には、委託者は、受託者に対して第4条に規定する委託料総額の100分の10に相当する違約金を請求することができる。

3 前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第41条 委託者は、関係行政機関からの通知に基づき、受託者(受託者の構成員のいずれかの者。以下本条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。

(2) 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその法人

の役員(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下、「構成員等」という。)となっているとき。

- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と業務の一部を委任し、又は請け負わせる契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等が、個人の私生活において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 受託者は、委託者が前項各号に該当する事由の有無を確認することを目的として、受託者に対し役員名簿等の提出を求めたときは、速やかに当該役員名簿を提出しなければならない。

3 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定により本契約を解除した場合について準用する。

(受託者の解除権)

第42条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 第23条の規定により契約図書等を変更したため委託料総額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 委託者が本契約に違反し、その違反によって本契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定により本契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。ただし、委託者による賠償額の上限は、第4条に規定する委託料総額の100分の10に相当する額とする。

(解除に伴う委託料)

第43条 委託者は、本契約が解除された場合において、受託者が既に業務を実施した部分で、かつ委託者の検査に合格した部分の業務については、相応する委託料を受託者に支払わなければならない。

2 前項の規定する委託料は、委託者と受託者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、委託者がこれを定め、受託者に通知する。

(委託期間の満了又は本契約の解除に伴う措置)

第44条 委託期間が満了になるとき、又は第40条若しくは第42条の規定により本契約が解除されたときは、受託者は、速やかに本業務の実施に必要な書類その他本業務の引継ぎに必要な書類及びデータとして、契約図書等に基づき委託者と受託者が協議して定めたものを委託者に提出するほか、委託者が指定する者に対して、別紙4に規定する本業務の対象施設が機能を満たしている状態で業務事項等の説明及び技術指導を含めた本業務の引継ぎを行わ

なければならない。このとき、受託者はその引継事項について、委託者の指定する者に対し、書面により提出しなければならない。

- 2 前項の規定による引継ぎの内容及び期間等は、委託者と受託者が協議して定める。
- 3 委託者は、委託期間の満了又は本契約が解除された場合において、その契約終了までの期間内において委託者が指定した日に、本件施設機能の評価を行うことができる。
- 4 前項に規定する評価の結果、本件施設が機能を満たしていないと委託者が判断した場合、委託者は受託者に対し、これらの条件を満たすために必要な措置を受託者の負担において行うことを請求することができる。ただし、委託者は、本件施設機能の評価を実施した日から30日以内に請求する。
- 5 第3項に規定する評価の後、本件施設について機能を満たしていないと委託者が判断した場合、委託者は、本契約終了後14日以内に受託者にその旨を通知し、これにより委託者に生じた損害を請求する。
- 6 受託者は、委託期間の満了又は本契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。ただし、第24条に規定する不可抗力又は経年劣化によるもの若しくは業務の遂行に支障のない軽微なものはこの限りでない。
- 7 受託者は、委託期間の満了及び本契約が解除された場合において、本業務の履行場所に受託者の備品等があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。ただし、引き続き委託者が使用するものとして、委託者と受託者が協議して定めた受託者の備品等を除くものとする。
- 8 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用は、受託者が負担する。
- 9 第7項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は本業務の履行場所の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件の処分又は履行場所の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者が支出した費用を負担しなければならない。
- 10 第6項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限及び方法等については、本契約の解除が第40条によるときは委託者が定め、第42条によるときは受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、第6項後段及び第7項に規定する受託者のとるべき措置の期限及び方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

(保険)

第45条 受託者は、契約図書等に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに委託者に提示しなければならない。

(要求水準未達に係る違約金、委託料の減額)

第46条 受託者は、本業務の履行において業務要求水準書に示す放流水質及び脱水汚泥含水率に係る基準値について未達があった場合は、別紙6、1の規定により、委託者に違約金を

支払わなければならない。また、業務要求水準書に示すその他の項目について未達があった場合は、別紙6、2の規定により、委託料の減額を行うものとする。

- 2 前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(賠償金等の徴収)

第47条 受託者は、本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。受託者が当該期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。）第8条第1項に定める率で計算した額を遅延損害金として請求することができる。

- 2 前項の規定により計算した額が100円未満であるときは、遅延損害金を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約外の事項)

第48条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は本契約に定める事項について疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定める。

本契約を証するため、本書2通を作成し、委託者と受託者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年〇月〇日

委託者) 大牟田市有明町2丁目3番地

大牟田市

(代表者) 大牟田市企業管理者 井田啓之 (印)

受託者) グループ名

代表企業

(代表者) (印)

構成員

(代表者) (印)

構成員

(代表者) (印)

【別紙1】各月の委託料（第4条、第38条関連）

（単位：円）

	月分	委託料	うち取引に係る消費税及び 地方消費税の額
令和5年度	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	1		
	2		
	3		
令和5年度小計			

	月分	委託料	うち取引に係る消費税及び 地方消費税の額
令和6年度	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	1		
	2		
	3		
令和6年度小計			

	月分	委託料	うち取引に係る消費税及び 地方消費税の額
令和7年度	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	1		
	2		
	3		
令和7年度小計			

(単位：円)

	月分	委託料	うち取引に係る消費税及び 地方消費税の額
令和 8 年度	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	1		
	2		
	3		
令和 8 年度小計			

	月分	委託料	うち取引に係る消費税及び 地方消費税の額
令和 9 年度	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	1		
	2		
	3		
令和 9 年度小計			

	月分	委託料	うち取引に係る消費税及び 地方消費税の額
令和 10 年度	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	1		
	2		
	3		
令和 10 年度小計			

(単位：円)

	月分	委託料	うち取引に係る消費税及び 地方消費税の額
令和 11 年度	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	1		
	2		
	3		
令和 11 年度小計			

	月分	委託料	うち取引に係る消費税及び 地方消費税の額
令和 12 年度	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	1		
	2		
	3		
令和 12 年度小計			

	月分	委託料	うち取引に係る消費税及び 地方消費税の額
令和 13 年度	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	1		
	2		
	3		
令和 13 年度小計			

(単位：円)

	月分	委託料	うち取引に係る消費税及び 地方消費税の額
令和 14 年度	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	1		
	2		
	3		
令和 14 年度小計			

【別紙2】セルフモニタリング

1 履行状況の報告

(1) 日報及び月報

受託者は、本業務の履行状況に関する日報（以下「日報」という。）と月報（以下「月報」という。）を作成し、日報については翌2営業日、月報については毎月の末日から10日以内にそれぞれ委託者に提出する。

日報及び月報の記載事項は、委託者と受託者が協議して定める。ただし、月報に関しては、業務要求水準事項等（契約図書等に定める業務要求水準のこと。以下同じ。）のチェック・リストを必ず添付すること。チェック・リストに記載する内容については、委託者と受託者が協議して定める。

要求事項等のチェック・リスト

図書名／項目	ア	イ	ウ	エ	オ
業務要求水準書/2 遵守事項（実施義務水準）					
(1) 各業務共通の遵守事項					
①業務の計画及び報告	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—
②業務体制の整備	<input type="checkbox"/>				
③施設の使用許可	<input type="checkbox"/>	—	—	—	—
④保守管理業務	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	—
⑤水質管理業務	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	—	—
⑥物品等調達管理業務	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	—	—
⑦廃棄物運搬・処分業務	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	—	—
⑧環境整備・測定業務	<input type="checkbox"/>	—	—	—	—
⑨災害・事故・非常時対応業務	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	—
⑩実験・実証への協力	<input type="checkbox"/>	—	—	—	—
⑪委託期間終了時の引継業務	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	—	—
⑫その他の業務	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	—	—
⑬関係法令等及び参考とすべき基準等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	—	—
(2) 処理場施設					
①基本事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	—	—
②運転管理業務	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	—	—
③保守管理業務	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	—	—
④物品等調達管理業務	<input type="checkbox"/>	—	—	—	—
⑤環境整備・測定業務	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	—	—
(3) ポンプ場施設及びゲート施設等					
①運転管理業務	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	—	—
②保守管理業務	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	—	—

図書名／項目	ア	イ	ウ	エ	オ
③物品等調達管理業務	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	—	—
④環境整備・測定業務	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	—	—
(4) マンホールポンプ場					
①保守管理業務	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	—	—
②物品等調達管理業務	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	—	—

注) 月ごとに要求事項等を満たしたかを確認し、達成した項目には☑を記載すること。

(2) 完了届

受託者は、各月の業務完了後、速やかに完了届を委託者に提出すること。

(3) 修繕業務に係る報告

受託者が行う修繕業務のうち、機能に関わる部品の取替等の修繕業務については、事前に実施しようとする内容を記した文書を委託者に提出し、委託者の承諾を得て実施すること。

また、実施後には、完了報告書とその都度委託者に提出すること。

(4) 年間業務報告書

受託者は、本業務履行期間の各事業年度末に年間業務報告書を作成し、翌年度の4月30日までに委託者に提出すること。

(5) 各種資料の提出

委託者が行う経営分析や決算状況報告書等の作成に必要な資料を求めた場合は、受託者は、委託者に資料を提供すること。

【別紙3】主たる業務（第9条関連）

受託者が第三者に委任し、又は請け負わせてはならない業務は、次に掲げる業務とする。

- （1）処理場施設の運転管理に関する業務
- （2）ポンプ場施設の運転管理に関する業務
- （3）ゲート施設等の運転管理に関する業務
- （4）マンホールポンプ場の運転管理に関する業務

【別紙4】本業務の対象施設（第21条、第44条関連）

(1) 処理場施設

T-01.南部浄化センター（岬町1番地14）

T-02.北部浄化センター（大字手鎌1856番地）

(2) ポンプ場施設

P-01.浜田町ポンプ場（浜田町19番地8）

P-02.明治ポンプ場（北磯町3番地2）

P-03.諏訪ポンプ場（小川町30番地2）

P-04.三川ポンプ場（汐屋町8番地）

P-05.白川ポンプ場（城町2丁目180番地1）

P-06.船津ポンプ場（船津町1丁目9番地）

P-07.大正町深倉線排水ポンプ施設（浜町9番地）

P-08.大黒町ポンプ場（大黒町4丁目9番地3）

P-09.駛馬調整池管理ポンプ場（馬場町255番地）

P-10.小川町ポンプ場（小川町30番地8）

P-11.黒崎団地中継ポンプ場（大字岬1874番地3）

(3) ゲート施設等

G-01.新川ゲート

G-02.諏訪町樋開・ゲート

G-03.浜田幹線水位計

G-04.上官幹線水位計

G-05.通町幹線水位計

G-06.大牟田川右岸洗浄水ポンプ盤

G-07.大牟田川左岸洗浄水ポンプ盤 No.1

G-08.大牟田川左岸洗浄水ポンプ盤 No.2

G-09.大牟田川左岸洗浄水ポンプ盤 No.3

G-10.観測塔（水質観測システム）

G-11.北部浄化センター場外吐き口水門

G-12.有明樋開非常ゲート

G-13.北部浄化センター放流先スクリーン

G-14.御大典記念グラウンド横スクリーン

G-15.馬場町転倒ゲート

G-16.諏訪排水区管渠取水スクリーン No.1

G-17.諏訪排水区管渠取水スクリーン No.2

G-18.諏訪排水区管渠取水スクリーン No.3

G-19.諏訪排水区管渠取水スクリーン No.4

G-20.諏訪排水区管渠取水スクリーン No.5

- G-21.諏訪排水区管渠取水スクリーン No.6
- G-22.No.1 大黒町スクリーン
- G-23.No.2 大黒町スクリーン
- G-24.No.3 大黒町スクリーン
- G-25.大黒町転倒ゲート
- G-26.小川開樋閘・ゲート
- G-27.浜町樋閘・ゲート
- G-28.南部浄化センター第一放流管用地
- G-29.三池干拓地灌漑用ため池
- (4) マンホールポンプ場
 - MP-01.岬1号マンホールポンプ場
 - MP-02.手鎌1号マンホールポンプ場
 - MP-03.手鎌2号マンホールポンプ場
 - MP-04.手鎌3号マンホールポンプ場
 - MP-05.大黒町2丁目マンホールポンプ場
 - MP-06.大黒町3丁目マンホールポンプ場
 - MP-07.唐船1号マンホールポンプ場
 - MP-08.日出町3丁目マンホールポンプ場
 - MP-09.泉町マンホールポンプ場
 - MP-10.歴木1号マンホールポンプ場
 - MP-11.南船津町1丁目マンホールポンプ場
 - MP-12.黄金町2丁目マンホールポンプ場
 - MP-13.馬場町マンホールポンプ場
 - MP-14.草木マンホールポンプ場
 - MP-15.石炭館前マンホールポンプ場
 - MP-16.田隈1号マンホールポンプ場
 - MP-17.田隈3号マンホールポンプ場
 - MP-18.船津町1丁目マンホールポンプ場
 - MP-19.田隈2号マンホールポンプ場
 - MP-20.三里町1丁目マンホールポンプ場
 - MP-21.久福木マンホールポンプ場
 - MP-22.白銀1号マンホールポンプ場
 - MP-23.白銀2号マンホールポンプ場
 - MP-24.橋マンホールポンプ場
 - MP-25.上白川町2丁目マンホールポンプ場
 - MP-26.歴木2号マンホールポンプ場
 - MP-27.歴木3号マンホールポンプ場
 - MP-28.新町マンホールポンプ場

- MP-29. 今山マンホールポンプ場
- MP-30. 白金3号マンホールポンプ場
- MP-31. 末広町マンホールポンプ場
- MP-32. 七浦町マンホールポンプ場
- MP-33. 吉野1号マンホールポンプ場
- MP-34. 宮原町マンホールポンプ場
- MP-35. 南船津町2丁目マンホールポンプ場
- MP-36. マンホールポンプ場 (委託期間中に供用開始予定)
- MP-37. マンホールポンプ場 (委託期間中に供用開始予定)
- MP-38. マンホールポンプ場 (委託期間中に供用開始予定)
- MP-39. マンホールポンプ場 (委託期間中に供用開始予定)
- MP-40. マンホールポンプ場 (委託期間中に供用開始予定)
- MP-41. マンホールポンプ場 (委託期間中に供用開始予定)
- MP-42. マンホールポンプ場 (委託期間中に供用開始予定)
- MP-43. マンホールポンプ場 (委託期間中に供用開始予定)
- MP-44. マンホールポンプ場 (委託期間中に供用開始予定)
- MP-45. マンホールポンプ場 (委託期間中に供用開始予定)
- MP-46. マンホールポンプ場 (委託期間中に供用開始予定)
- MP-47. マンホールポンプ場 (委託期間中に供用開始予定)
- MP-48. マンホールポンプ場 (委託期間中に供用開始予定)
- MP-49. マンホールポンプ場 (委託期間中に供用開始予定)
- MP-50. マンホールポンプ場 (委託期間中に供用開始予定)
- MP-51. マンホールポンプ場 (委託期間中に供用開始予定)
- MP-52. マンホールポンプ場 (委託期間中に供用開始予定)
- MP-53. マンホールポンプ場 (委託期間中に供用開始予定)
- MP-54. マンホールポンプ場 (委託期間中に供用開始予定)
- MP-55. マンホールポンプ場 (委託期間中に供用開始予定)
- MP-56. マンホールポンプ場 (委託期間中に供用開始予定)
- MP-57. マンホールポンプ場 (委託期間中に供用開始予定)
- MP-58. マンホールポンプ場 (委託期間中に供用開始予定)

【別紙5】委託料総額等（第4条、第32条、第35条、第38条、第39条関連）

1 基本維持管理費

(1) 算定方法

各事業年度の基本維持管理費は、本業務の履行に必要な費用として、次の表の内訳にしたがって受託者が契約締結時に提出した見積書の金額とする。また、毎月の基本維持管理費は、当該事業年度の基本維持管理費を12等分した額を基本とする。

表 基本維持管理費算定に用いる費用内訳

	摘要
人件費	
委託料	
動力費	電気料金及び重油代等
燃料費	ガソリン代及びプロパンガス料金等
光熱水費	水道料金等
薬品費	凝集剤等
修繕費	保守点検費及び修繕費
備品消費費	コピー代等
通信運搬費	電信及び電話料等
手数料	一般廃棄物などの処分に係る手数料等
賃借料	日本放送協会受信料等
保険料	自動車保険料等
公課費	租税公課費
被服費	
材料費	修繕に要する諸材料費
負担金	
その他諸経費	上記に含まれない全ての費用

(2) 委託料総額等

各事業年度の基本維持管理費に消費税及び地方消費税の税率を乗じた金額を各事業年度の消費税及び地方消費税の額とし、委託料総額は、各事業年度の基本維持管理費総額に各事業年度の消費税及び地方消費税の総額を加算した金額とする。また、各月の委託料は、別紙1のとおりとする。

(3) 請求

受託者は、第32条に規定する毎月の検査に合格した後、又は、第35条に規定する改善措置が完了したと委託者が確認した後、各月の委託料を委託者に請求することができる。

2 物価変動に基づく委託料の額の調整

第39条第1項に規定する委託料の変更の請求が行われた場合は、委託料の額の調整を当該年度3月分の委託料において調整する。その費用は、調整に係る金額及び算出処理等を明らかにする書類に基づき、委託者と受託者が協議してこれを決定する。また、受託者は、委託者から調整に係る資料の求めがあった場合は、委託者にこれを提出するものとする。

(1) 電力価格の変動による委託料の額の調整

動力費及び光熱水費のうち電気料金に適用し、実績単価をもとに変動率±3%を超えたとき、±3%を超えた部分に対して調整を行うことができるものとする。

下記の算定式により調整額を算定する。

なお、変動率に小数点第4位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。また、前回調整時からの変動率の絶対値が3.0%以下であった場合は、当該事業年度分の調整は行わない。

$| (E_{FN}/E_{CN} - E_{FP}/E_{CP}) / (E_{FP}/E_{CP}) |$ の値が3.0%より大きいとき：
$$E_N = E_{CN} \times (E_{FN}/E_{CN} - E_{FP}/E_{CP}) \times (| (E_{FN}/E_{CN} - E_{FP}/E_{CP}) / (E_{FP}/E_{CP}) | - 0.03) / | (E_{FN}/E_{CN} - E_{FP}/E_{CP}) / (E_{FP}/E_{CP}) |$$

$| (E_{FN}/E_{CN} - E_{FP}/E_{CP}) / (E_{FP}/E_{CP}) |$ の値が3.0%以下のとき：
当該事業年度の調整は行わない。

ここに

E_N ：当該事業年度の電気料金調整費（円）

E_{CN} ：当該事業年度において対象施設で使用した電気使用量（kWh）

E_{FN} ：当該事業年度における対象施設全体での電気料金（円）

E_{CP} ：前回調整の基礎となった事業年度における対象施設で使用した電気使用量（kWh）。一度も調整が行われていない状態での E_{CP} は E_{C4} とする。

E_{FP} ：前回調整の基礎となった事業年度における対象施設全体での電気料金（円）。一度も調整が行われていない状態での E_{FP} は E_{F4} とする。

E_{C4} ：令和4年度において対象施設で使用した電気使用量（kWh）

E_{F4} ：令和4年度における対象施設全体での電気料金（円）

(2) 重油使用量の変動による委託料の額の調整

重油使用量が、平成28年度から令和2年度の実績平均値から±10%を超えたとき、±10%を超えた部分に対して調整を行う。

基準となる重油使用量は、平成28年度から令和2年度の実績平均値である（95,491L/年）とし、重油の単価は、受託者の契約単価を基準とする。

$| 1 - J_{CN}/J_{Cs} |$ の値が10%より大きいとき：

$$J_N = J_{Fs} \times (| 1 - J_{CN}/J_{Cs} | - 0.1) \times J_{Cs}$$

$| 1 - J_{CN}/J_{Cs} |$ の値が10%以下のとき：当該事業年度の調整は行わない。

J_N ：当該事業年度の重油料金調整費（円）

J_{CN} ：当該事業年度において対象施設で使用した重油使用量（L）

J_{Cs} ：基準となる重油使用量（95,491L）

J_{Fs} ：重油単価（受託者の契約単価）（円/L）

(3) 賃金の変動による委託料の額の調整

委託者又は受託者は、各年度の4月における福岡県公共工事設計労務単価表の電工労務単価の変動率が±5%を超えた場合は、当該年度の委託料の額の調整を請求することができる。

委託料の額の調整を行う場合は、委託者と受託者が協議して調整額を定め、当該年度3月分の委託料において調整する。

基準となる電工労務単価は、令和5年4月の単価とする。

なお、変動率に小数点第4位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。また、前回調整時からの変動率の絶対値が5.0%以下であった場合は、当該事業年度分の調整は行わない。

| $F I_N / F I_P - 1$ | の値が5.0%より大きいとき：

$$F A_N = H_N \times (F I_N / F I_P - 1)$$

| $F I_N / F I_P - 1$ | の値が5.0%以下のとき：

当該事業年度の調整は行わない。

ここに、

$F A_N$ ：当該事業年度の人件費に係る物価変動調整費（円）

H_N ：当該事業年度における基本維持管理費の支払合計額のうち人件費相当額（円）

$F I_N$ ：当該事業年度の4月が属する年における福岡県公共工事設計労務単価表の電気労務単価（円）

$F I_P$ ：前回調整の基礎となった事業年度の4月が属する年における福岡県公共工事設計労務単価表の電気労務単価（円）。一度も調整が行われていない状態での $F I_P$ は $F I_5$ とする。

$F I_5$ ：令和5年度における福岡県公共工事設計労務単価表の電気労務単価（円）

(4) その他の調整

上記(1)から(3)の適用を受けない調整については、委託者と受託者が協議してこれを決定する。

ただし、本業務に係る違約金及び損害賠償の額はこの調整の対象としない。

【別紙6】要求水準未達に係る違約金（第46条関連）

1 業務要求水準未達に係る違約金

(1) 処理水質に係る法定基準の未達

業務要求水準書に示す処理水質に係る法定基準について、各年度の定例試験の結果で未達があった場合は、法定基準の項目ごとに1回と数えるものとする。未達に係る違約金については、当該事業年度の基本維持管理費に未達1回につき、100分の5の割合を乗じて得た額に当該年度の未達回数に乗じた額とする。

なお、委託者の指示に基づく運転方法の変更等に起因して処理水質に係る法定基準の未達があった場合、あるいは有害物質の流入等による不可抗力に起因して処理水質に係る法定水準の達成が困難であったと認められる場合は、違約金は生じないものとする。

(2) 脱水汚泥に関する要求水準の未達

業務要求水準書に示す脱水汚泥含水率の年間平均値について、委託者が実施する汚泥試験で得られた計測値より算出される各事業年度の平均値が基準値を超過した場合は、超過分に係る水分の運搬費用として次式により算出される金額を違約金とする。

$$P_s = (W - 81.0) / 100 \times C$$

ここに、

P_s ：脱水汚泥含水率の要求水準未達に係る違約金

W ：委託者が実施する汚泥試験で得られた計測値より算出される、当該事業年度の汚泥含水率の年間平均値（%）

81.0：脱水汚泥含水率の年間平均値の要求水準値（要求水準書 表3「脱水汚泥に関する含水率の基準値」参照）

C ：南部浄化センターの脱水汚泥の運搬及び処分に係る当該事業年度における委託者の費用

2 その他の業務要求水準未達に係る委託費の減額

(1) 基本的な考え方

委託者は、モニタリングの結果より、その他の業務要求水準未達を確認した場合には、受託者に改善通告を行うとともに委託料を減額する。

委託料の減額は、減額ポイントの累積に応じて行われ、減額ポイントは、次の考え方を基本とする。

ア 委託者が要求水準未達を確認した時点で減額ポイントを科す。

イ 委託者が改善の通告を出したにもかかわらず、改善されない場合にはさらに重い減額ポイントを科す。

ウ 同じ業務要求水準未達を繰り返した場合には、重い減額ポイントを科す。

エ 減額ポイントの一定値に達した場合、委託費の減額を行い、一定値に満たない場合は減額せず、委託料を留保することがある。

(2) 委託料の減額方法

委託料の減額方法に係る減額ポイントの対象、ポイントの算定方法、減額割合等は、委託

者が別途提示し、委託者と受託者が協議して定める。